

令和8年5月以前にベースアップ評価料を算定している医療機関・訪問看護ステーション向け

これまでにベースアップ評価料を届け出ている、
令和8年6月以降も算定を続けるには、**改めて、令和8年5月中に届出が必要です**

必要な手続き

令和8年5月

5月7日(木)から6月1日(月)(必着)までに、地方厚生局(都道府県事務所)へ、該当の様式を提出
↓
令和8年6月から新ベースアップ評価料の算定開始

令和8年8月

8月中に、令和7年度「賃金改善実績報告書」を提出(令和7年度の実績を報告)

8月中に、令和8年度「賃金改善中間報告書」を提出(令和8年度の6月~7月時点での賃上げ状況を報告)

令和9年5月

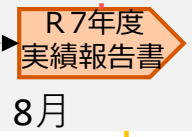
令和9年6月以降の算定継続に向けて、該当の様式を提出
※令和8年度から継続して外来・在宅ベースアップ評価料(I)訪問看護ベースアップ評価料(I)を算定する場合には届出は不要

令和9年8月

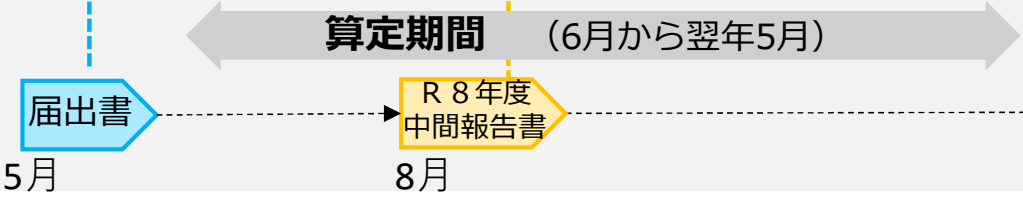
8月中に、令和8年度「賃金改善実績報告書」を提出(令和8年度の実績を報告)

8月中に、令和9年度「賃金改善中間報告書」を提出(令和9年度の6月~7月時点での賃上げ状況を報告)

令和7年度の算定に関する手続き



令和8年度の算定に関する手続き



令和9年度の算定に関する手続き

